

# 北海道知的財産戦略推進計画

[平成30年度～平成33年度]

平成30年4月

北海道知的財産戦略本部

## 目 次

はじめに.....	1
新・アクションプラン（平成26年度～平成29年度）の総括.....	2
<b>第1章 中小企業等における知財マネジメントの確立と知的財産の活用促進.....</b>	<b>15</b>
1 中小企業等における知財マネジメントの普及啓発	
2 中小企業等の知財活動に対するきめ細かな支援	
3 大学・公設試などが保有する知的財産の活用促進	
<b>第2章 企業の海外展開に対応した知的財産の保護.....</b>	<b>18</b>
1 海外展開の知財リスク及びその対策に関する普及啓発	
2 海外での商標冒認出願対策、模倣品・海賊版対策に関する普及啓発	
3 中小企業等の海外展開に対する知財支援の展開	
<b>第3章 知的財産を活用したブランド形成支援.....</b>	<b>20</b>
1 ブランドづくりに取り組む地域等に対する知財支援の展開	
2 地域団体商標制度・地理的表示（GI）保護制度の普及啓発と活用の促進	
3 地域ブランド形成に向けたコンテンツの利用促進	
4 優良品種の育成・保護	
<b>第4章 人材育成及び知的財産学習支援の推進.....</b>	<b>22</b>
1 知財支援人材の育成・確保の推進	
2 中小企業等の人材育成支援	
3 学生等に対する知的財産学習支援の推進	
<b>第5章 推進体制の充実強化.....</b>	<b>25</b>
1 本部構成機関の総合力を活かした連携の促進及び支援情報の一元提供	
2 北海道の産業競争力強化に向けた知的財産の戦略的、効果的活用	
3 道内支援機関における知的財産分野の連携強化	
<b>（参考）.....</b>	<b>26</b>
1 本部設置の経緯	
2 取組の経過	

## はじめに

「北海道知的財産戦略本部」（以下、「本部」という。）は、国の動きに呼応して、知的創造サイクルを構築するためのオール北海道の推進体制として、平成17年7月に設立されました。以来、平成17年度から平成25年度までの9年間を「アクションプラン」に基づき、さらに平成26年度から平成29年度までの4年間を「新・アクションプラン」に基づいて、現在29の構成機関が連携して継続的な取組を展開してきた結果、道内における知財への関心の高まり、海外における知財リスクの意識向上、地域団体商標制度や地理的表示（GI）保護制度の認知度の向上、中小企業や各支援機関における知財の知識を有する人材の着実な増加、各知財相談機関における一層の連携強化など、一定の成果をあげてきたところです。

本部設置から10年以上が経過した現在、ICTの急激な進化や経済のグローバル化のさらなる進展により、道内企業も国際競争に晒される機会が増しているところであり、知財のオープン&クローズ戦略を意識した知的財産戦略の構築、自社で生み出した知的財産や大学・公設試等が創造・保有する知的財産の有効活用、北海道の豊かな自然や食、観光資源などを活用したブランド力の向上など、知財面からも産業競争力を強化する取組が引き続き重要となっています。また、IoT・AI・ビッグデータに代表される新しい技術が牽引する第4次産業革命が進展する状況下であり、これらの環境変化に応じた知的財産の創造・保護・活用を支援していくことも必要です。

平成28年9月には、特許庁が「地域知財活性化行動計画」を策定し、全国レベルでは知財に係る制度や支援施策の普及啓発活動を実施し、地域レベルでは知財総合支援窓口とよろず支援拠点が連携し、地域の実情に応じたきめ細やかな支援を行うこととしており、さらに都道府県ごとに取組の成果を客観的に評価するための成果目標として、KPI及び「地域の特色を踏まえた目標」が設定されたところです。

この「北海道知的財産戦略推進計画」は、これまでの取組や道内外の情勢変化を踏まえ、本部の各構成機関の連携の下、今後も知財施策の効果的・効率的な推進を目指し、継続的な取組を行っていくために、平成30年度からおおむね平成33年度までを計画期間として策定するものです。

## 新・アクションプラン（平成26年度～平成29年度）の総括

### 1 新・アクションプランの成果及び目標等の状況等

本部のこれまでの取組と、「北海道知的財産戦略本部アクションプラン」第3フェイズまでの課題等を考慮するとともに、政府の「知的財産推進計画2013」に基づいて見直しを行い、「新・北海道知的財産戦略本部アクションプラン」を策定した。

この「新・アクションプラン」に掲げられた以下の5つの施策について、行動計画と具体的な目標、目標の達成度の把握を補足するための参考指標を定め展開してきた。

各施策の成果については、次のとおり

#### (1) 中小・ベンチャー企業における知財マネジメントの確立と知的財産の活用促進 (目標)

道内中小企業の知財マネジメント意識を高め、知財を盛り込んだ経営戦略の策定による企業自身や大学、公設試が創造、保有する知財の効果的な活用により道内企業の知財活動を活性化させる。

#### (取組状況)

知財マネジメントの重要性についてのさらなる理解の促進を図るため、地域金融機関、中小企業等の経営層や知財担当者に対し、経営戦略の策定に向けた知的財産の活用等について各種セミナーやシンポジウム等を通じた普及啓発を行った。

また、「知財総合支援窓口」をはじめ、本部の構成機関による、知財相談受付、専門家派遣、個別企業訪問といったきめの細かい支援を実施し、その実績件数は着実に伸びており、特に商標を中心として、企業における知的財産に対する関心に高まりが見られる。

大学を中心とした各支援機関によるシーズ・ニーズマッチング支援等の取組により、企業と大学・高専・公設試との共同研究数の増加、特許権の供与（譲渡・実施許諾）件数とこれによる収入額も増加傾向にあるなど、産学官連携による大学等における知的財産の活用が促進されている。

さらに、大学・公設試・大企業が保有する開放特許などを活用した技術移転マッチングには、まだ一部金融機関に限られているものの、地域金融機関の参加も定着しつつある。

#### (参考指標)

- ・知財マネジメント等に関するセミナー等実施回数・参加者数

単位：回（人）

平成26年度	平成27年度	平成28年度
65 (29,562人)	29 (26,919人)	21 (26,731人)

出所：各構成機関調べ

- 個別企業訪問件数 単位：件

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
80	109	103

出所：各構成機関調べ

- 知財総合支援窓口相談件数（全体） 単位：件

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
相談件数	2,052	2,217	2,309
うちサテライト	47	73	81
うち専門家派遣	133	333	311

出所：北海道知財総合支援窓口調べ

- 知的所有権センター相談件数 単位：件

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
相談件数(来訪・訪問)	720	739	725

出所：北海道知的所有権センター調べ

- 産学官の共同研究数 単位：件

	平成 26 年度	平成 27 年度
国立大	796	886
高専	39	44
公立大	39	50
私大等	45	55
道総研等	183	212
合計	1,102	1,247

出所：大学等における産学官連携等実施状況について（文部科学省）  
「道総研等」については北海道経済部調べ

- 特許出願件数 単位：件

	平成 26 年度	平成 27 年度
国立大	239	237
高専	4	1
公立大	13	23
私大等	8	2
道総研	14	6
合計	278	269

出所：大学等における産学官連携等実施状況について（文部科学省）  
「道総研」については地方独立行政法人北海道立総合研究機構調べ

・特許権実施等件数 単位：件

	平成 26 年度	平成 27 年度
国立大	492	554
高専	0	4
公立大	18	35
私大等	1	7
道総研	81	70
合計	592	670

出所：大学等における産学官連携等実施状況について（文部科学省）  
「道総研」については地方独立行政法人北海道立総合研究機構調べ

・特許権実施等収入 単位：千円

	平成 26 年度	平成 27 年度
国立大	19,032	21,791
高専	0	1,944
公立大	10,313	51,039
私大等	1,104	1,834
道総研	6,768	7,070
合計	37,217	83,678

出所：大学等における産学官連携等実施状況について（文部科学省）  
「道総研」については地方独立行政法人北海道立総合研究機構調べ

(注) 本資料における「特許権実施等件数」「特許権等実施等収入額」とは、実施許諾又は譲渡した特許権（「特許を受ける権利」段階のものも含む。）の数、収入額を指す。

[参考] 道内における出願・登録件数推移 単位：件

		平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
特許	出願	587	663	662
	登録	365	372	351
実用新案	出願	125	111	95
	登録	122	111	103
意匠	出願	177	203	172
	登録	176	150	125
商標	出願	1,288	1,585	1,712
	登録	1,135	1,119	1,266
PCT	出願	82	68	80
マドプロ	出願	13	27	33

出所：特許行政年次報告書（特許庁）

## (2) 企業の海外展開に対応した知的財産の保護

(目標)

海外に向けて事業展開する道内中小企業におけるリスクマネジメント意識を高める。

(取組状況)

近年、積極的な海外展開を志向する道内企業が増えていることを受け、海外において模倣品や冒認出願の被害に遭遇する企業等も高い水準で横ばい傾向にある。

そこで、海外展開の際の知財リスクへの理解や留意点等についての情報提供を行うため、海外展開や模倣品、冒認出願対策に関するセミナー等を開催した。セミナー参加者数や、知財総合支援窓口における海外展開関係相談件数の推移を見ると、道内企業における海外展開の際の知財リスクに対する意識は着実に向上している。

また、外国出願補助金については相応の申請があり、特許協力条約(PCT: Patent Cooperation Treaty)に基づく国際出願(以下、「PCT出願」という。)の件数は概ね横ばいながら、マドリッド協定議定書(マドリッドプロトコル)に基づく国際登録出願(以下、「マドプロ出願」という。)の件数は伸びている。一方、実際に冒認出願や権利侵害に遭遇した事例が発生しており、海外展開支援策のさらなる周知・活用促進が引き続き必要である。

(参考指標)

- 海外展開に関するセミナー等実施回数・参加者数  
単位：件(人)

平成26年度	平成27年度	平成28年度
4(288人)	4(83人)	7(218人)

出所：各構成機関調べ

- 知財総合支援窓口相談件数(海外展開・外国出願関係)  
単位：件

平成26年度	平成27年度	平成28年度
80	99	102

出所：北海道知財総合支援窓口調べ

- PCT出願件数  
単位：件

平成26年度	平成27年度	平成28年度
82	68	80

出所：特許行政年次報告書(特許庁)

- マドプロ出願件数  
単位：件

平成26年度	平成27年度	平成28年度
13	27	33

出所：特許行政年次報告書(特許庁)

- 模倣品対策支援事業採択件数 単位：件

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
0	1	1

出所：各構成機関調べ

- 防衛型侵害対策支援事業採択件数 単位：件

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
-	2	0

出所：各構成機関調べ

- 冒認商標の無効・取消係争の費用助成採択件数

単位：件

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
-	-	1

出所：各構成機関調べ

- 外国出願支援事業採択件数 単位：件

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
34	26	35

出所：北海道経済産業局調べ

- 知的財産侵害事犯検挙数 単位：件/人

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
商標法違反	13 件/ 9 人	15 件/ 8 人	32 件/23 人
著作権法違反	28 件/14 人	12 件/ 8 人	11 件/ 8 人
不競法違反	2 件/ 2 人	7 件/ 4 人	6 件/ 4 人

出所：各構成機関調べ

- 知的財産侵害物品差止件数 単位：件/点

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
商標権侵害	-	4 件/1,507 点	7 件/11,521 点
意匠権侵害	1 件/ 216 点	1 件/ 180 点	-
著作権侵害	-	-	1 件/ 3 点
その他	-	-	1 件/ 989 点

出所：函館税関調べ

(注) その他欄は、1 輸出入申告中で複数の権利を侵害しているものである。



### (3) 知的財産を活用した地域ブランド形成支援

#### (目標)

地域ブランド形成に取り組む地域関係機関等において、知的財産権によりブランド価値を保護するという意識を高めるとともに、商標・地域団体商標制度の活用を促進する。

#### (取組状況)

知財を活用した地域ブランドの構築に向けた講習会や説明会を継続的に開催するとともに、意欲のある組合・団体に対する個別支援を行う等、積極的な支援を行っている。

特に、知財を活用した地域ブランドの確立に向け有効な手段の一つとなりうる商標の出願・登録件数も堅調に増加しているほか、地域団体商標については、北海道の地域団体商標出願件数が全国で上位を維持している。平成27年度から制度の運用が開始された地理的表示（GI）保護制度については、取得・活用する団体が着実に増加している。また、知財総合支援窓口における相談件数（商標、地域団体商標、種苗）も着実に伸びており、制度の重要性の理解が進んでいる。

一方で、地域団体商標の取得団体は十勝地域から胆振地域を中心に帯状に分布しており、未だ地域的な偏りは解消されていない。また、出願・登録件数も近年低調に推移している。

#### (参考指標)

- ・地域ブランドに関するセミナー等実施回数・参加者数

単位：回（人）

平成26年度	平成27年度	平成28年度
3（163人）	6（208人）	6（145人）

出所：各構成機関調べ

- ・地域団体商標出願件数

単位：件

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
北海道	1	5	2
全国	30	43	35

出所：特許庁調べ

- ・地域団体商標登録件数

単位：件

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
北海道	0	1	1
全国	15	18	19

出所：特許庁調べ

・地域団体商標累計登録件数・都道府県順位

単位：件

順位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
1	京都 (63)	京都 (63)	京都 (63)
2	兵庫 (34)	兵庫 (35)	兵庫 (35)
3	岐阜 (28)	岐阜 (29)	岐阜 (29)
4	石川 (27)	石川 (28)	石川 (29)
5	北海道 (26)	北海道 (27)	北海道 (28)
6	静岡 (22)	静岡 (22)	静岡 (23)

出所：特許庁調べ

・地理的表示登録件数

単位：件

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
北海道	-	1	1
全国	-	12	16

出所：農林水産省HP

・知財総合支援窓口相談件数（商標、地域団体商標、種苗等）

単位：件

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
商標	1,014	1,071	1,102
地域団体商標	34	40	42
種苗	6	6	5

出所：北海道知財総合支援窓口調べ

・海外展開支援事業採択件数

単位：件

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
-	-	0	1

出所：各構成機関調べ

#### (4) 人材育成及び知的財産教育の推進

(目標)

知財専門家のスキルアップ及び道内中小企業等における知財人材を確保するとともに、知財教育環境整備により児童・生徒・学生等の知的財産意識を高める。

(取組状況)

知財関連人材の育成と連携強化を図るため、弁護士や司法修習生を対象としたセミナーの開催、金融機関担当者や商工会議所等の経営指導員向けの「知財相談マニュアル」を使用した研修会の実施、企業担当者向けの特許情報活用講座等、各支援機関において知的財産関連の知識を有する人材の育成支援を行った。

その結果、道内企業・支援機関においても、知的財産に関する一定の知識・スキルを有する人材が着実に増えてきてはいるものの、さらなる人材育成の取組が必要である。

また、将来の知財創造・活用を担う人材育成のため、工業高校・農業高校等の生徒・学生を中心として、知財に関する創造力・実践力の開発に向けた取組を進めてきたが、引き続き取組の継続・拡大が必要である。

(参考指標)

- ・ 中小企業向けセミナー等実施回数・参加者数

単位：回（人）

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
19(3,800 名)	20(3,344 名)	19(3,530 名)

出所：各構成機関調べ

- ・ 知的財産教育に関する支援件数（事業数）

単位：件

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
8	7	8

出所：各構成機関調べ

- ・ 弁理士試験志願者・合格者・登録者数

単位：人

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
合格者数	1	1	0
志願者数	43	34	32
登録者数	39	42	43

出所：特許庁HP及び特許行政年次報告書

※弁理士登録者数は各年末時点の人数

・知財管理技能士数（各年度末時点）

単位：人

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
1 級(特許)	3	3	3
1 級(コンテンツ)	0	0	1
1 級(プラットフォーム)	0	0	0
2 級	253	288	338
3 級	605	663	792

出所：知的財産教育協会HP 技能士数（等級別人数、都道府県別人数）

## **(5) 推進体制の充実強化**

(目標)

本部各構成機関の連携強化による道内中小企業の知財に関する様々な課題に対応可能な機能的ワンストップ相談体制の構築及び知財の戦略的活用により北海道の産業競争力を強化する。

(取組状況)

北海道知的財産情報センターの下、北海道知財総合支援窓口、北海道知的所有権センター、北海道発明協会及び日本弁理士会北海道支部が連携し、知財に関する様々な相談に対応するワンストップサービスを実施している。また、道内主要都市に設置した「サテライト」の活用に加え、北海道中小企業総合支援センターに設置された「よろず支援拠点」との連携を強化するなどにより相談利用件数は伸びており、利用者の満足度も総じて高く、今後も利用したいとの意向が多いなど一定の成果を挙げている。一方で、これら相談窓口の存在を知らない層も未だ多い状況にある。

また、本部ホームページやメルマガの活用を通じ、知的財産に関する道内企業・大学・支援機関に有用なセミナー、制度等の情報提供を行うとともに、「知的財産支援施策ガイド」や「テクノサポートカレンダー」を作成・配布することにより、知的財産制度に関する周知が図られており、セミナーやイベント等の集客、各種支援制度の利用促進にも繋がっている。

## **2 今後の課題と方向性**

### **(1) 中小企業における知財マネジメントの確立と知的財産の活用促進**

平成28年9月に特許庁が発表した「地域知財活性化行動計画」においては、知財を取得・活用する地域・中小企業の「裾野」の拡大、様々な制約（資金、人材、情報等の不足）の下で知財活動に取り組む地域・中小企業支援の必要性が指摘されている。

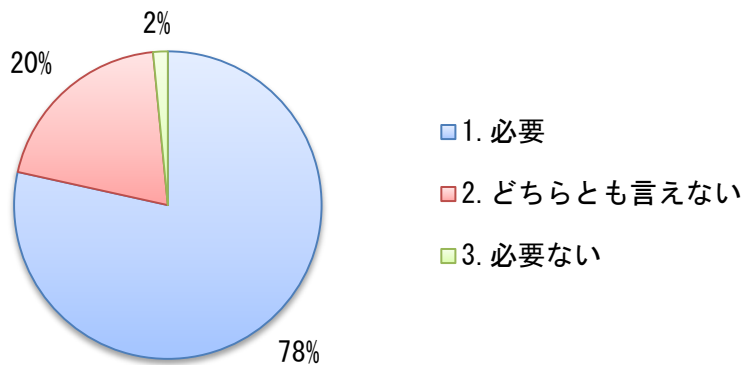
平成26～29年度に道内中小企業に対して行った調査結果によれば、その約8割が「会社経営において知的財産は必要」と回答しており、道内企業において知的財産の重要性に対する認識は浸透していると推定されるが、その約半数が「知的財産の効果に対する認識が低い」、「知的財産の情報、知識が不足している」と回答している。

また、「知的財産を管理する人材が不足している」、「知的財産活動に費やす資金が不足している」、「知的財産活動に割ける時間が不足している」との取組の障壁に関する回答も約半数を占めている。ほか、知財総合支援窓口を「利用したことがある」企業は約2割、減免制度をはじめとする支援制度について「知っている」企業は約3割にとどまっている。

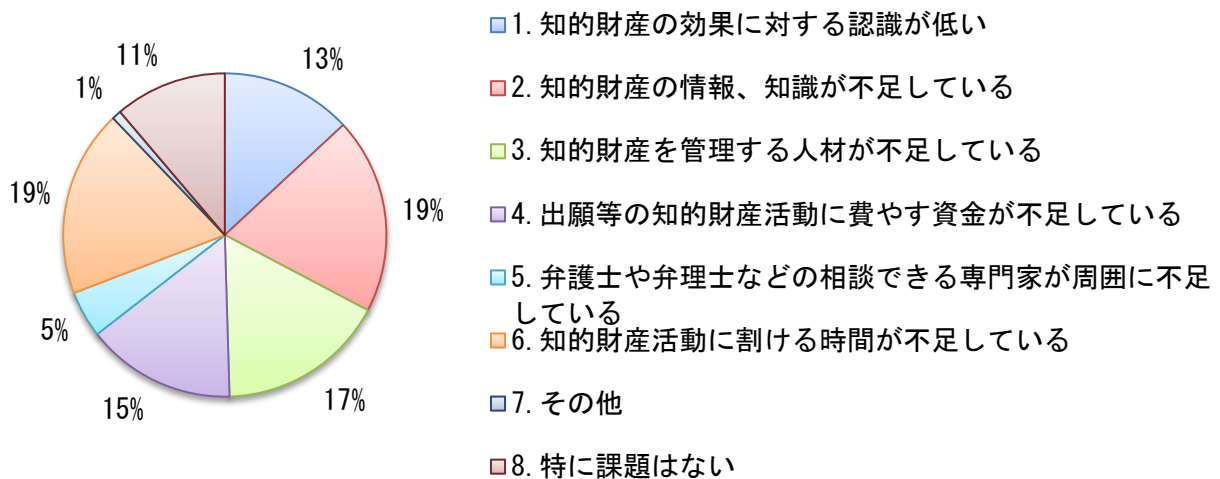
これらのことから、中小企業等における知的財産の経営への活用に向けて、引き続きモデルとなる事例を創出するとともに、知的財産の効果に対する認識が不十分な層に対して意識啓発や情報提供を行う等、企業の状況に応じたきめの細かい支援を行っていく必要がある。

## 道内中小企業を対象とした調査結果

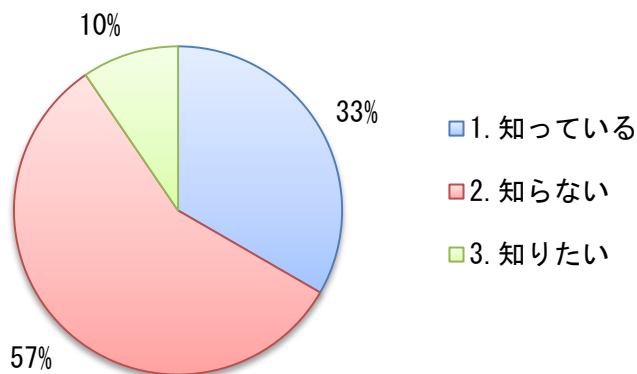
会社経営において知財は必要と考えますか



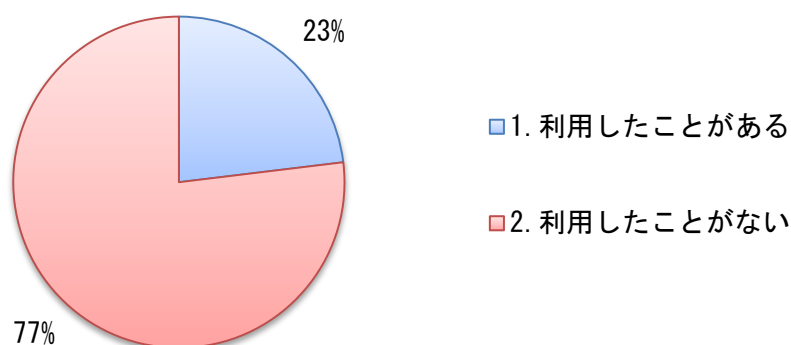
知的財産活動の取組に向けた課題は何だと思えますか



知財に関する減免制度等の各種情報をご存じですか



### 知財総合支援窓口を利用したことがありますか



## (2) 企業の海外展開に対応した知的財産の保護

道内企業の海外進出の動きが強まる中、海外での知財活用に係るリスクマネジメントのノウハウについて意識啓発や情報提供を行いつつ、一貫した海外展開支援施策のさらなる周知や活用促進に取り組む必要があると考えられる。

## (3) 知的財産を活用したブランド形成支援

北海道では食や観光をはじめとした北海道のブランドイメージのPR強化、様々な地域資源の活用、観光基盤充実等を掲げており、知財を活用したブランド形成支援の取組は重要である。デザインや商標を活用したブランド形成支援を行うとともに、地域ブランドの構築に向けた地域団体商標や地理的表示（GI）保護制度等の活用促進を図るため、制度の普及啓発や地域ブランド形成の可能性のある有望なシーズの発掘や、権利化に向けた支援が必要である。

本部において、地域団体商標制度や地理的表示（GI）保護制度の周知・活用促進の取組を行った結果、道内各地で制度の活用が進んでいる一方、近年登録件数が伸び悩んでいる。その背景には道内の制度ユーザーによる「登録要件を満たすための負担が大きい」「権利取得のメリットが見えにくい」等の声があるところ、引き続きの周知活動や案件の掘り起こしを行うとともに、すでに制度を利用している団体に対しては、登録主体との連携強化、登録済みの権利の効果的な利活用の促進などフォローを行っていく必要がある。

## (4) 人材育成及び知的財産学習支援の推進

人材育成の観点ではこれまでの取組の結果、知的財産の知識を有する人材は着実に増加している一方、知財支援人材については種別によって充足感に差がみられる。今後は、引き続き支援対象を意識した人材の育成を行うことが重要である。

具体的には、中小企業等においては、知財意識を高め知財への適切な取組を促すことが必要であり、道内における知財支援人材については、裾野拡大を担う人材の育成に取り組むとともに、中長期的には高度な支援ができる人材の育成・確保を計画的に行うことが重要と考えられる。

また、次世代を担う人材を育成するため、教育関係機関との連携により知的財産学習支援環境の整備を図る必要がある。

## **（５）推進体制の充実強化**

北海道における知財施策を十分に発揮するため、本部各構成機関間の積極的な情報共有や連携強化、知財総合支援窓口・よろず支援拠点を中心とする支援機関のさらなる活用促進が必要である。

以上のおり、「新・アクションプラン」に基づく本部の取組については、一定の成果を見ることができるものの、未だ途上であると評価できることから、これまでの取組で浮かび上がってきた課題や経済社会情勢の変化、さらには国の動きを踏まえながら、従来の方針を深耕することを今後の中長期的な基本方向として定め、継続的な取組を行っていくこととする。



## 第1章 中小企業等における知財マネジメントの確立と知的財産の活用促進

中小企業においては、経営的な観点から、事業の優位性を確保するための戦略的かつ事前的な手段として知的財産を位置付ける必要がある。中小企業等の経営戦略において、また経済のグローバル化に対応していく上で、企業が保有する独自の研究成果や経営資源といった知的財産を適切に管理・活用する知財マネジメントが極めて重要である。

したがって、中小企業等の知財に対する意識改革や知財マネジメントの重要性について、農林水産分野の事業者も含め、さらなる普及啓発を図るとともに、中小企業等が自ら主体的かつ積極的に知的財産の管理・活用に取り組むことができるよう、各企業の個々の状況に応じたきめ細かな知財活動の支援を行っていく必要がある。

また、経営資源に限りがある中小企業等においては、大学・公設試等が創造、保有する知的財産を積極的に活用することや、技術的な課題を大学・公設試等の協力を得て解決していくことが、新たな事業展開や研究開発を進める上で極めて有効であるとともに、競争優位にある農林水産分野やものづくり分野におけるイノベーション創出に重要なことから、企業と大学等との共同研究や特許・技術移転などの連携をさらに強化していく必要がある。

さらに、諸施策や大学等の研究シーズを中小企業等へ紹介するとともに企業ニーズを幅広く的確に把握する情報収集力を高めるため、金融機関や支援機関等が持つ情報や人的資源・資金を活用して課題解決の仕組みの裾野を広げることが必要不可欠である。

### 1 中小企業等における知財マネジメントの普及啓発

知財マネジメントの重要性の理解増進を図るため、中小企業の経営層や担当者、金融機関などに対し、引き続き経営戦略の策定に向けた知的財産の活用についての普及啓発を行う。また、農林水産分野についても知的財産と密接に関係し、道産品のように本来ブランド力が高いものほど模倣されるリスクが高く知財保護が必要であるが、ブランド認定制度と知財保護の制度を混同し、ブランド力が高い道産品には知財保護は不要であるとの誤った認識から、知財保護制度が十分に活用されていない傾向が窺える。このため、農業者や関係団体等を対象とした研修やセミナー等により知財意識の醸成を図るとともに、弁護士・弁理士等の知財専門家や相談窓口に対しても農林水産分野への理解を深めるよう働きかけ、相談体制の一層の強化を図る。

また、情報のデジタル化、インターネットを介した情報通信技術の急速な発達を踏まえ、不正競争防止法の制度や秘密情報の保護について普及啓発を行うとともに、警察などとの連携を深め、産業界に対する意識啓発を行う。

### 2 中小企業等の知財活動に対するきめ細かな支援

各地域の実情及び中小企業が求める内容に応じたきめ細やかな支援のため、中小企業を「知財活用途上型※」と「知財活用挑戦型※」の二つのカテゴリーに分けて以下のとおり支援を行う。

金融機関においてさらなる知財活用を促進するため「知財ビジネス評価書」等の活用を促し、担保や保証に依存するのではなく、知的財産や知的資産に着目した事業性評価やこれに基づく融資、本業支援等の促進を通じて地域産業の活性化を図る。

また、大企業と連携する中小企業を支援するため、中小企業等が大企業と連携する際の留意点や連携の過程で発生する課題等の相談対応も行う。

#### <知財活用途上型企業に対する普及啓発活動>

知的財産は将来のキャッシュフローの源泉となる資産であり、研究開発力のアピールや販路開拓のきっかけになり得るものであり、経営戦略上の重要な要素の一つである。

知的財産に馴染みのない地域・中小企業に対して気づきを促し、こうした意識を普及・浸透させるため、例えば経営戦略について知財を活用した成功事例の周知を行う等、知財総合支援窓口等による地域・中小企業に対する積極的な普及啓発活動を実施する。

また、中小企業にとって身近な存在である、金融機関、商工会・商工会議所等の中小企業支援機関に対しても、知的財産の普及・啓発を行う。

#### <知財活用挑戦型企業に対する支援>

特許情報分析や知財競争力分析等による事業展開力向上に関する支援及び海外展開を志向する企業に対する権利取得から権利行使・活用までの一気通貫の支援を行う。

地域の中小企業による商品・サービスの高付加価値化及び新市場の開拓を支援するため、デザインやブランドのさらなる活用を通じて、より付加価値の高い商品開発、自社ブランドの構築、新分野の開拓や地域ブランドの創出など、事業化を見据えた支援を行う。

#### ※知財活用途上型企業

権利化できるような知的財産（特に技術）を有しておらず、知的財産に対する意識も薄く、多くは下請け的立場にある企業。知的財産を有しているが、管理する人材の不足、活動資金の不足等により知財を有効に活用できていない企業も含む。

#### ※知財活用挑戦型企業

自らが保有する知的財産を意識して権利化を行い、それを活用して海外展開も含めた挑戦的な活動を行っている企業。

出所：「知的財産推進計画2017」（内閣府）に基づいて作成

### 3 大学、公設試などが保有する知的財産の活用促進

道内企業と大学・公設試との共同研究や共同出願、大学・公設試ばかりでなく道内外の企業も含めた事業化に向けた特許の実施許諾又は譲受・譲渡といった特許流通・技術移転など、道内外の技術や知的財産の積極的な活用を促す取組を進めるとともに、大学・公設試・金融機関の知的財産担当部門や各種支援人材等による企業ニーズのきめ細かな収集と、大学・公設試等のシーズと企業ニーズとのマッチング支援を積極的に行う。

## 目 標

道内中小企業の知財マネジメント意識を高め、知財を盛り込んだ経営戦略の策定による企業自身や大学・公設試が創造・保有する知財の効果的な活用により道内企業の知財活動を活性化させる。

(参考指標)

- 知財マネジメント等に関するセミナー等実施回数・参加者数
- 個別企業訪問件数
- 北海道知財総合支援窓口等の相談件数（全体・サテライト・専門家派遣）
- 産学官の共同研究件数、特許出願件数、特許権実施等件数  
（道内国立大・高専・公立大・私大等・道総研）

## 数値目標

平成31年度に向けた都道府県レベルのKPI※

北海道知財総合支援窓口における目標

- 相談件数：2,730件
- 専門人材による支援件数：437件
- よろず支援拠点との連携件数：30件

※「地域知財活性化行動計画」に基づき、特許庁が平成28年12月に設定した成果目標

## 第2章 企業の海外展開に対応した知的財産の保護

経済のグローバル化の進展や国内市場が縮小する中、今後の北海道経済の活性化を図る上で、成長著しいアジアをはじめとする海外市場を新たに取り込むため、農林水産分野も含め、道内中小企業等の海外展開を積極的に推し進めることは極めて重要である。

一方、海外展開においては、外国において日本地名や商品名などが第三者に出願・登録されてしまう、いわゆる商標冒認出願、取引先による技術及び知的財産の盗用、現地従業員や離職した従業員などによる技術・ノウハウの漏洩・流出など、知財面のさまざまなリスクがあり、その対策が常に必要となっている。

したがって、こうした状況に適切に対応するためには、中小企業等自身が海外展開に係るリスク管理意識を持ち、必要な対策をあらかじめ講じたうえで海外展開を進めることが極めて重要であるため、知財リスク及びその対策の必要性について普及啓発を図るとともに、海外展開支援機関のノウハウやネットワークを積極的に活用し、進出国の現地情報をはじめとした法令・制度動向・知財実務情報等の提供や海外展開支援関連施策の活用を促進する必要がある。

また、知的財産侵害の疑いのある製品・商品について、差止申立制度を活用した水際での取締りを強化するとともに、その重要性をPRしていく必要がある。

### 1 海外展開の知財リスク及びその対策に関する普及啓発

中小企業等の海外展開に当たっては、事業に即した知財リスク対策を講じておくことは極めて重要である。このことを十分意識した事業展開が図られるよう、中小企業の経営層や知財担当者などに対し、知財に関するリスクマネジメントの重要性及び知財リスクへの対策について普及啓発を行う。

また、海外に関心はあるものの、次のステップに踏み出せないでいる企業に対しては、海外展開支援機関と連携した情報提供を行うことで道内中小企業の海外展開を積極的に促進する。

### 2 海外での商標冒認出願対策、模倣品・海賊版対策に関する普及啓発

外国における日本地名、商品名等の第三者による商標登録出願、いわゆる商標冒認出願や取引先等による知的財産の盗用、技術・ノウハウの流出問題などの知財リスクに適切に対処するため、海外展開支援機関と連携し、進出国の情報提供や海外展開支援関連施策の活用促進を図る。

また、権利侵害の疑いのある製品・商品の輸入又は輸出に関する「差止申立制度」や現地調査機関を活用した侵害調査支援、警告書の作成・送付や外国の行政機関による取締り（侵害行為の差止め等）の申請手続といった海外現地での侵害対策支援施策の周知を積極的に行うとともに、国内において流通・販売されている模倣品・海賊版は社会悪であり、買わない、使わないという意識を高めることの普及啓発を促進する。

### 3 中小企業等の海外展開に対する知財支援の展開

中小企業等が海外マーケットで自社商品・サービスを展開する際には、海外における特許等知的財産の権利化を進めることが重要であることから、海外進出又は事業展開す

る中小企業等に対し、外国出願費用、海外企業からの訴訟費用の助成や専門家による個別支援など海外展開に関する一気通貫の支援を行う。また、農林水産分野については、農林水産省が設置した「農林水産知的財産保護コンソーシアム」（海外知的財産保護・監視委託事業）が実施する調査結果や相談体制を活用するなどして、海外における商標出願や模倣品・産地偽装品の流通等の状況について情報を入手し、道産ブランドに対する侵害に対応するため、同コンソーシアムや関係機関・団体と緊密に連携していく。

## 目 標

**海外に向けて事業展開する道内中小企業におけるリスクマネジメント意識の高揚及び中小企業の海外展開を支援する。**

(参考指標)

- ・海外展開に関するセミナー等実施回数・参加者数
- ・北海道知財総合支援窓口相談件数（海外展開・外国出願関連）
- ・PCT出願件数
- ・マドプロ出願件数
- ・模倣品対策支援事業採択件数
- ・防衛型侵害対策支援事業採択件数
- ・冒認商標の無効・取消係争の費用助成採択件数
- ・外国出願支援事業採択件数
- ・知的財産侵害事犯検挙数
- ・知的財産侵害物品差止件数

## 数値目標

地域の特色を踏まえた31年度までの目標※

外国出願補助金の活用等を通じて道内企業による国際特許出願件数及び国際商標出願件数を、成28年度末実績（国際特許出願：80件、国際商標出願：33件、計：113件）に対して約2割増加させ、平成31年度には130件を目指す。

※「地域知財活性化行動計画」に基づき、特許庁が平成29年12月に設定した目標値

### 第3章 知的財産を活用したブランド形成支援

北海道には、豊かな自然や安全・安心で美味しい食や、質の高い観光資源といった多彩な魅力を持つ地域資源が数多く存在しており、その独自性、優位性は国内のみならず、海外においても高い人気があり、地域ブランドを構築する上で、大きな強みとなっている。

道内各地で様々なブランド構築に向けた取組が推進されているが、それぞれの地域の経済活性化に向けては、消費者や利用者のニーズの変化などを踏まえながら、デザインや商標等の知的財産を活用して、個別のブランドを改良・改善するなど差別化と競争力を高めていく必要がある。

また、道内各地における、地域特性を活かした地域ブランドの価値を高めるためには、地域団体商標制度や地理的表示（G I）保護制度等の活用、映像等コンテンツを活用した情報発信も有効な手段である。

これら個別の地域ブランドの磨き上げとともに、各地域が連携することで、全体としての北海道ブランドのイメージアップに繋げ、道外及び海外に向けた認知度や信頼度をさらに高めていくことが必要である。

#### 1 ブランドづくりに取り組む地域等に対する知財支援の展開

第三者による無断使用や便乗商売、粗悪品の流通によりその信用が著しく損なわれることを防ぐとともに、高い技術や品質を備えた商品の付加価値を高めることによる、販売促進・ブランド化を後押しするため、ブランドづくりに取り組んでいる団体や中小企業等に対し、デザインや商標等を活用したブランド形成の支援を行う。

また、北海道ブランドの価値向上や、広域で統一したブランドの育成・PR等に取り組んでいる機関等に対し、知財面での支援を行う。

#### 2 地域団体商標制度、地理的表示（G I）保護制度の普及啓発と活用の促進

その地域で営む者だけが商標として登録できる地域団体商標制度及び地域で長年培われた伝統的な生産方法や生産地の自然条件などが品質などの特性に結びついている商品の名称をその特性とともに登録できるG I保護制度は、高い信頼性に繋がり、地域ブランドの取組を促進させるために有効な手段の一つである。また、G I保護制度に登録された場合、類似品の取締は行政が行うため生産者の負担がないことに加え、国際交渉を通じたG Iの相互保護により、海外でも登録産品が保護される可能性があり、農林水産物・食品等の輸出を進める上でも有効である。

今後、さらなる制度の普及啓発や両制度を活用したブランド形成支援等の案件を発掘するとともに、引き続き相談対応や権利取得に向けたフォローアップを行う。また、現在制度を活用している団体等に対しては、さらなる活用促進に向けて、効果的な利活用を促進するための支援を行う。

#### 3 地域ブランド形成に向けたコンテンツの利用促進

コンテンツの形態及びメディアやコンテンツ流通経路が多様化する中、良質な映像でダイレクトに北海道の魅力を発信することにより、コンテンツ市場の拡大と販売促進ばかりではなく、観光客誘致や雇用創出などのさらなる経済効果を生むことが期待できる

ことから、映像コンテンツなどの海外展開における著作権保護等の環境整備に積極的に取り組み、北海道ブランドの海外展開の足がかりとする。

#### 4 優良品種の育成・保護

農林水産物のブランド化を進めるため、高品質な道産農産物を支える優良品種は重要な知的財産であり、今後も道内における品種の開発及び登録を引き続き推進する。

また、近年、我が国で育成された品種の種苗が海外に流出している事例がみられ、道産品種も過去には小豆などの海外への流出事例があることから、国の海外への出願支援事業等を活用するなどして、農産物の輸出や海外での栽培が想定される品種について、海外での無断増殖を防ぐため、海外品種登録を積極的に推進する。

### 目 標

地域ブランド形成に取り組む地域関係機関等において、知的財産権によりブランド価値を保護するという意識を高めるとともに、商標・地域団体商標制度等の活用を促進する。

(参考指標)

- ・地域ブランドに関するセミナー等実施回数・参加者数
- ・地域団体商標出願・登録件数
- ・地域団体商標累計登録件数、都道府県順位
- ・地理的表示（GI）登録件数
- ・北海道知財総合支援窓口相談件数（商標、地域団体商標、種苗等）
- ・地域団体商標海外展開支援事業採択件数

### 数値目標

地域の特色を踏まえた平成31年度までの目標※

地域団体商標及び地理的表示（GI）保護制度の累積出願（申請）件数を、平成28年度末実績（地域団体商標：52件、地理的表示（GI）：2件、計：54件）に対して7件増加させて61件とし、登録に向けたフォローアップを行う。

デザインの創造・活用による地域資源のブランド化や、事業化支援を行うとともに、デザインの創造・保護・活用に対する意識啓発、制度普及を行い、平成29年度～平成31年度の3年間で、その成功事例を15件以上創出する。

※「地域知財活性化行動計画」に基づき、特許庁が平成29年12月に設定した目標値

## 第4章 人材育成及び知的財産学習支援の推進

経営資源に限りがある中小企業等において、知的財産活動の促進や知的財産戦略の確立を図るためには専門的知識や経験を活かし、企業規模や成長段階に応じた適切なアドバイスができる様々な分野の知財支援人材を必要に応じて活用することや、企業内においても、知的財産意識が高く、知的財産への適切な取組ができる人材の育成・確保が重要である。

また、将来を担う知財人材を育成するには、知的財産学習支援に関する教育関係者の理解増進と教育関係機関との連携による環境整備を図る必要がある。

### 1 知財支援人材の育成・確保の推進

中小企業等における知財戦略の構築に向けて、各支援機関において、知的財産の創造・保護・活用に関わる様々な区分の知財支援人材※を育成する研修会を開催するとともに、関係機関が連携してこれらの知財支援人材の交流の場を設け、相互のスキルアップを図る。

特に、全国的に不足感が大きい知財の重要性への気づきを促し知財活用の裾野拡大を担う人材（下図「B 1」）や中小企業の知財に関するニーズを把握できる状況にある支援機関等において連携を構築できる人材（下図「間接支援人材」）の育成を図りつつ、中長期的には、知財意識の高まりに伴って不足が予想される、知財戦略の策定支援を担う人材（下図「A 2」及び「B 2」）や、知財実務において高度な支援能力を有する人材（下図「A 3」及び「B 3」）の育成・確保を計画的に行う。

※知財支援人材のマトリックス

		支援対象	
		A. 知財活用挑戦型企業	B. 知財活用途上型企業
支援内容	1. 気づき		B 1 (不足)
	2. 知財戦略	A 2 (今後不足の可能性)	B 2 (今後不足の可能性)
	3. 知財実務	A 3 向け (不足感なし)	B 3 (不足感なし)

間接支援人材 (不足)

※注: 図表には、A2とB2の間に「連携」の双方向矢印、A3とB3の間に「連携」の双方向矢印、またA2とB1の間に「連携」の矢印が描かれています。

※「知財支援人材のマトリックス」における各区分に該当する人材像

人材種別	人材の概要	具体的な人材像 (①知財系人材 ②経営・マネジメント人材)	人材の不足感
A 1	—	—	—
A 2	経営戦略に応じた、高度な知財戦略の骨格を策定、実践体制など知財活動基盤の整備を支援する人材	① 企業勤務経験のある弁理士・弁護士 ② 知財実務やコンサルティング経験のある支援機関職員	中
A 3	国内・海外出願実務、国内・海外	① 海外の法制度にも明るく、補助金等の支	低



	企業とのボーダレスな係争に関する実務、国内・海外企業とのライセンス契約等の高度な契約書類作成実務等の主として高度な実務面の支援を提供する人材	援メニューについて知見を有する弁理士・弁護士	
B 1	知財の重要性を気づかせ、知財活動へのきっかけを与える人材	① 知財戦略立案、知財出願実務を通じた企業との接点を豊富に有する弁理士・弁護士 ② 中小企業を訪問する機会を豊富に有し、経営課題解決の一手法として知財支援活動に取り組んでいる金融機関担当者、商工会議所経営指導員、自治体職員	高
B 2	経営者とともに経営戦略に沿った知財に対する取組の基本方針を考える人材	① コンサルティング経験を有する弁理士・弁護士 ② 知財実務経験を有する中小企業支援機関職員	中
B 3	出願実務、係争に関する実務、知財に関する契約等の書類作成実務等の実務面の支援を提供する人材	① 専門家としての豊富な経験、企業との密接な接点を有し、知財実務を行う弁理士・弁護士	低
間 接 支 援 人 材	金融機関等の中小企業支援関連機関や知財支援機関等に属し、中小企業の知財に関するニーズを把握しニーズを満たすために適切な直接支援人材を紹介する人材	① 中小企業支援を通じ、中小企業のニーズを把握できる状況にある人材 ② 日常的に中小企業を訪問する機会を豊富に有する金融機関担当者、商工会議所経営指導員、自治体職員 知財を主業務としない専門人材（司法書士・税理士など）	高

出所：「地域・中小企業の知財支援人材に関する調査（特許庁委託調査）」に基づいて作成

## 2 中小企業等の人材育成支援

中小企業等による知的財産戦略を踏まえた経営戦略を推進するため、経営幹部や経営企画部門の管理職等を対象に、国内外企業の経営戦略において知的財産が重要な役割を果たした事例を用いた実践的な研修会を実施する。

また、道内中小企業の知財意識を高め知的財産への適切な取組を促すため、知財管理技能検定の取得を奨励するとともに、知財に関連する部署の担当者を対象として、例えば特許情報の分析手法等の研修会・セミナーを実施することにより、担当者間の繋がりを形成するとともに、企業における知財人材の育成を行う。

## 3 学生等に対する知的財産学習支援の推進

学校教育の段階から知的財産を尊重する知的財産マインドを育てることが重要であることから、将来を担う人材を育成するため、教育関係者への理解増進と教育関係機関との連携による知的財産学習支援環境の整備を図る。

また、関係機関と連携しながら児童・生徒を対象とするイベントを開催することによ

り、創造性豊かな人材育成を図る。

## 目 標

知財支援人材のスキルアップ及び道内中小企業等における知財人材を確保するとともに、知財学習支援環境整備により児童・生徒に対しては創造性豊かな人材育成を図り、学生等に対しては知的財産意識を高める。

(参考指標)

- 中小企業等向けセミナー等実施回数・参加者数（各年度の実施策に記載されるもの）
- 知的財産学習支援件数（事業数）
- 弁理士試験志願者数、合格者数、登録者数
- 知財管理技能士数

## 数値目標

地域の特色を踏まえた平成31年度までの目標※

各地域支援機関、金融機関等を対象に知的財産に関する知識を有し、支援機関へ橋渡しできる人材の育成を目的としたセミナー等を、平成29年度～平成31年度の3年間で15回以上開催する。

※「地域知財活性化行動計画」に基づき、特許庁が平成29年12月に設定した目標値

## 第5章 推進体制の充実強化

本計画を推進するためには、本部の広範なネットワークを最大限に活かして構成機関等が互いに連携し、各々の施策を効果的・効率的に推進していくとともに、知財を巡る情勢変化や相談者の多様なニーズに適切に対応するため、地域の経営支援機関や金融機関との連携をさらに強化し、相談機能のさらなる充実を図る必要がある。

また、豊かな自然や安全・安心で美味しい食といった北海道の優位性を活かし、産業競争力を強化していくためにも、知的財産を戦略的かつ効果的に活用していくことが重要であり、そのため、関係機関相互の連携を一層深めていく必要がある。

### 1 本部構成機関の総合力を活かした連携の促進及び支援情報の一元提供

本計画を着実に推進していくためには、本部構成機関が共通の目的意識と課題認識を持ち、各々の施策を効果的な連携により実施することが重要であり、明確な役割分担の下、積極的な情報交換を通じて、目的達成に向けた連携を図る。

また、知的財産の創造・保護・活用を図る上で有効な知的財産関連支援施策や産学官金連携に関する情報を幅広く周知するため、各構成機関のネットワークなどを積極的に活用する。

### 2 北海道の産業競争力強化に向けた知的財産の戦略的、効果的活用

北海道企業の高い技術力や独自の技術、ノウハウに裏付けされたものづくりと北海道の豊かな自然や食、文化資産など様々な資源を結び合わせて北海道のブランド力を向上させることは、関連する産業の振興や雇用の拡大など様々な経済効果をもたらすものであり、こうした北海道の優位性を活かした産業競争力強化に向けて、地方自治体や産業支援機関等と知的財産を戦略的、効果的に活用していくための連携強化を図る。

### 3 道内支援機関における知的財産分野の連携強化

道内中小企業等の知的財産に係る課題解決を図るため、北海道知的財産情報センターやサテライトの認知度を更に高め、その利用を促進するとともに、中小企業にとって身近な経営支援機関である商工会・商工会議所や金融機関等も含めた全ての機関が、知的財産に関する相談の橋渡しをできるよう支援機関相互の連携強化を図る。

#### 目 標

本部各構成機関の連携強化による道内中小企業の知財に関する様々な課題に対応可能な機能的ワンストップ相談体制の構築及び知財の戦略的活用により北海道の産業競争力を強化する。

## (参考)

### 1 本部設置の経緯

国においては、平成14年2月に「知的財産戦略会議」を設置し、同年7月に取りまとめられた「知的財産戦略大綱」において、発明・創作を尊重するという国の方向性を明らかにし、我が国経済の再活性化を図る「知的財産立国」を目指すこととされた。同年11月には「知的財産基本法」が制定され、平成15年3月に「知的財産戦略本部」の設置、同年7月に「知的財産の創造、保護、活用に関する推進計画」の策定、翌平成16年5月には「知的財産推進計画2004」が策定された。この「知的財産推進計画2004」では、「中小企業・ベンチャー企業の権利取得等を支援するため、地域の経済産業局等に地域知的財産戦略本部を整備」する旨が盛り込まれ、地域における知的財産戦略の支援拠点の設置の必要性が打ち出された。

こうした国の動きに呼応して、本道において知的財産施策を実施している産学官の関係機関が共通認識を持ち、有機的な連携の下、一体となった取組により本道における知的創造サイクルの早期確立を図ることを目的として、「北海道知的財産戦略本部（以下、「本部」という。）」が平成17年7月8日に設置された。

### 2 取組の経過

#### (1) 平成17～18年度の主な取組（第1フェイズ）

- 本部の立ち上げ
- 本部取組方針の決定とアクションプランの策定
- 北海道知的財産情報センターの開設
- 本部ホームページの開設

#### (2) 平成19～21年度の取組（第2フェイズ）

- 大学、企業等における知的財産の創造
- 模倣品・海賊版に対する啓発、取締の強化等知的財産の保護
- 中小・ベンチャー企業に対する支援等知的財産の活用
- 知的財産を活用した地域ブランドの確立
- 知的財産に関する支援機関・人材のネットワーク化
- 知的財産に関する相談体制の強化
- 知的財産関連人材の育成及び制度等の普及啓発

#### 【重点施策と目標】

- ・中小企業における知財戦略の策定支援（知財戦略策定企業を倍増）
- ・地域団体商標制度の利用促進（新規出願：30件）
- ・企業・大学・公設試等が持つ特許の活用促進（5割増）
- ・地域版ワンストップサービス機能の整備（モデル地域：3地域）
- ・企業支援機関等における相談人材の増加・スキルアップ

#### (3) 平成22～25年度の取組（第3フェイズ）

- 企業、大学・公設試等における知的財産の創造・活用の促進  
（目標）知的財産戦略活用モデル企業を4年間で12社以上創出する。

- 北海道の強みを活かした知的財産による地域ブランドの確立  
（目標）地域団体商標登録件数を4年間で4件以上増やす。
- 海外との経済交流の拡大に対応した知的財産の保護  
（目標）海外展開に取り組む道内企業の知的財産に関する意識を高める。
- 知的財産に関する相談体制の強化  
（目標）北海道知的財産情報センターサテライト年間相談件数を4年間で倍増する。
- 知的財産関連人材の育成及び知的財産教育の推進  
（目標）知的財産教育推進協力校を4年間で拡大する。

#### （4）平成26～29年度の取組（新・アクションプラン）

- 中小・ベンチャー企業における知財マネジメントの確立と知的財産の活用促進  
（目標）道内中小企業の知財マネジメント意識を高め、知財を盛り込んだ経営戦略の策定による企業自身や大学、公設試が創造、保有する知財の効果的な活用により道内企業の知財活動を活性化させる。
- 企業の海外展開に対応した知的財産の保護  
（目標）海外に向けて事業展開する道内中小企業におけるリスクマネジメント意識を高める。
- 知的財産を活用した地域ブランド形成支援  
（目標）地域ブランド形成に取り組む地域関係機関等において、知的財産権によりブランド価値を保護するという意識を高めるとともに、商標・地域団体商標制度の活用を促進する。
- 人材育成及び知的財産教育の推進  
（目標）知財専門家のスキルアップ及び道内中小企業等における知財人材を確保するとともに、知財教育環境整備により児童・生徒・学生等の知的財産意識を高める。
- 推進体制の充実強化  
（目標）知財戦略本部書く構成機関の連携強化による道内中小企業の知財に関する様々な課題に対応可能な機能的ワンストップ相談体制の構築及び知財の戦略的活用により北海道の産業競争力を強化する。